

県税事務処理要綱（自動車取得税）改正の概要

○ 日本赤十字社が血液事業に使用する自動車について

高知県税条例（昭和 33 年高知県条例第 1 号）第 129 条第 1 項第 2 号で、日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車の取得に係る自動車取得税を減免することができる、と規定されているが、この規定は血液事業に使用するすべての自動車を減免する趣旨ではない。

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）にも規定されているとおり、減免は、天災により損壊した自動車の代替取得やそれに匹敵するほどの特別な事情がある者に限って納税義務を免除する制度であり、その認定に当たっては、申請に基づき、個別の事実に即して適用を判断している。

こうしたことから、血液事業の用に供するために特別の仕様や構造、装置等を有する自動車として、血液輸送車、採血車及び広報車の 3 種類の自動車を対象としてきているところだが、具体的に明記はされていなかったため、減免対象とする自動車を要綱に明記するもの

<参考>

高知県税条例第 129 条

知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免することができる。

(2) 日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得

○ 規則の条ずれに伴う改正

規則の条に変更があったため条ずれが生じたもの

○ その他字句の修正